

# 宮城県公報

発行 県  
 宮城 (総務部私学文書課)  
 宮城県仙台市青葉区  
 本町三丁目8番1号  
 電話 022(211)2267  
 (毎週火、金曜日発行)

(1) 平成23年3月25日 金曜日

		規則	規則	告示	告示	ページ
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則		○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則		○平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部改正		
○救急医療機関の認定		○救急医療機関の認定		（情報行政課）	（情報行政課）	
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可		○土地区画整理組合の事業計画変更の認可		（都市計画課）	（都市計画課）	
○土地区画整理事業の換地処分の届出		○土地区画整理事業の換地処分の届出		（同）	（同）	
○都市計画事業の認可		○都市計画事業の認可		（同）	（同）	
○都市計画事業の事業計画変更の認可（六件）		○都市計画事業の事業計画変更の認可（六件）		（医療整備課）	（医療整備課）	
選舉管理委員会		選舉管理委員会		（情報政策課）	（情報政策課）	
○政治団体の收支報告書の要旨の公表（平成二十一年分）	四	○政治団体の收支報告書の要旨の公表（平成二十一年分）	四			
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。		行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。				
平成二十三年三月二十五日		平成二十三年三月二十五日				
○宮城県規則第二十六号		○宮城県規則第二十六号				
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則		行政手續等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則				
行政手續等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年宮城県規則第七十七号）の一 部を次のように改正する。		行政手續等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年宮城県規則第七十七号）の一 部を次のように改正する。				

第二条第二項第一号中「又はこれら」を「これら」に改め、「もの」の下に「又は県が設立した地方独立行政法人若しくは宮城県住宅供給公社、宮城県道路公社若しくは宮城県土地開発公社（以下「地方独立行政法人等」という。）」を加え、同項第三号八中「知事」の下に「又は地方独立行政法人等」を加える。

第三条中「、知事」の下に「又は地方独立行政法人等」を加える。

第八条第一項中「知事」の下に「若しくは地方独立行政法人等」を加える。

## 附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

## 告示

ページ

○宮城県告示第一百三十号

平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部を次のように改正し、一26の改正規定は平成二十三年三月二十五日から、同1、12及び13の改正規定は同年四月一日から、同27の改正規定は同年六月一日から施行する。

平成二十三年三月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

一1中「第四条」の下に「（同条例第二条第一項に規定する実施機関）のうち県が設立した地方独立行政法人並びに宮城県住宅供給公社、宮城県道路公社及び宮城県土地開発公社に対する申請等については、知事の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う場合に限る。」を加え、同12中「第三項」を「第四項」に改め、同13中「含む。」の下に「（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十七条第一項第八号の規定により宮城県道路公社が県に代わって行う道路法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るもの）を除く。」を加え、同26中「第十三条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号」に、「第九号」を「第十号」に改め、同27中「第十条の二第一項（同条例第十二条第三項第一号）を「第十条第五項（同条第三項第一号）に「第八号」を「第九号」に改める。

○宮城県告示第一百三十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十三年三月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
独立行政法人国立病院機構宮城病院	山元町高瀬字合戦原一〇〇	平成二十三年二月一 九平日	平成二十六年三月十 九平日
登米市立豊里病院	登米市立豊里町土手下七四	平成二十三年二月一 十一日	平成二十六年二月一 十平日

## ○宮城県告示第二百三十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十三年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称  
大和町大和インター周辺土地区画整理組合

- 二 事務所の所在地  
黒川郡大和町落合舞野字大横手二十三番地一

- 三 設立認可の年月日  
平成十年一月二十九日

- 四 変更認可の年月日  
平成二十三年三月十一日

## ○宮城県告示第二百三十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三十三条第二項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があつた。

平成二十三年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 種類 仙塩広域都市計画道路事業	2 名称 三・三・一・一百三十一号 清水沢多賀城線
一 都市計画事業の種類及び名称 仙塩広域都市計画道路事業	二 施行者の名称 宮城県
三 事務所の所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号	四 事業地 宮城県多賀城市町前一丁目地内
1 収用の部分 なし	2 使用の部分 宮城県多賀城市町前一丁目地内
○宮城県告示第二百三十五号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。	平成二十三年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称 仙台市	2 都市計画事業の種類及び名称 仙塩広域都市計画道路事業
一 土地区画整理事業の名称 大衡村奥田土地区画整理事業	二 施行者の中のもの 宮城県知事 村 井 嘉 浩
三 事務所の所在地 宮城県住宅供給公社	四 換地処分の年月日 仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

(3) 平成23年3月25日 金曜日

## 宮 城 県 公 報

三・四・七十号 中田北線

宮城県知事 村井嘉浩

三 事業施行期間 平成八年九月十三日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分  
変更なし
- 2 使用の部分  
なし

○宮城県告示第二百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年三月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

一 施行者の名称 仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称 仙塩広域都市計画道路事業

三 事業施行期間 平成二年九月四日から平成二十六年三月三十日まで

四 事業地

- 1 収用の部分  
変更なし
- 2 使用の部分  
なし

○宮城県告示第二百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年三月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県知事 村井嘉浩

三 事業施行期間 平成九年十二月九日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分  
変更なし
- 2 使用の部分  
なし

○宮城県告示第二百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年三月二十五日

○宮城県告示第二百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画

の変更を次のとおり認可した。

○仙塙広域都市計画道路事業	
2 使用の部分	変更なし なし
○仙塙広域都市計画道路事業	
都市計画法（昭和四十三年法律第二百四十九号）第六十一条第一項の規定による、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。	
平成二十二年三月一十五日	
一 施行者の名称 仙台市	
二 都市計画事業の種類及び名称	
1 種類	仙塙広域都市計画道路事業
2 名称	三・三・一十九号 八軒小路北宮城野線及び三・四・四十九号 狐小路尾崎線
三 事業施行期間	
平成十六年三月十一日から平成二十六年三月三十日まで	
四 事業地	
1 収用の部分	仙塙広域都市計画道路事業
2 使用の部分	変更なし なし
五 政治団体収支報告書	
○仙塙広域都市計画道路事業	
政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百四十九号）第六十一条第一項の規定による、政治団体からの平成二十二年分政収支報告書の提出があったので、同法第六十一条第一項の規定による、その数値を次のとおり公表する。	
平成二十二年三月一十五日	
六 政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）	
（政党の支部）	
自由民主党女川町支部	
報告年月日 22.10.15	
1 収入総額	1,037,003
前年繰越額	289,003
本年収入額	748,000
2 支出総額	478,400
3 本年収入の内訳	
個人の党費・会費	(22人) 48,000
寄附	500,000
団体分	500,000
七 都市計画事業の種類及び名称	
1 種類	仙台市

本部又は支部から供与された交付金に係る収入	200,000	組織活動費	564,241
自由民主党宮城県第五選挙区支部	200,000	機関紙誌の発行その他の事業費	70,665
		宣伝事業費	70,665
4 支出の内訳			
政治活動費	478,400		
組織活動費	78,400		
寄附・交付金	400,000		
5 寄附の内訳			
(団体分)			
女川町魚市場買受人組合	500,000	石巻市	500,000
(資金管理団体)			
須田善明連合後援会			
資金管理団体の届出をした者の氏名 須田 善明			
資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員			
報告年月日 22. 10. 18			
1 収入総額	2,689,827		
前年繰越額	156,046		
本年収入額	2,533,781		
2 支出総額	2,347,545		
3 本年収入の内訳			
寄附	2,500,000		
個人分	1,800,000		
政治団体分	700,000		
その他の収入	33,781		
一件十万円未満のもの	33,781		
4 支出の内訳			
経常経費	1,712,639		
人件費	480,000		
光熱水費	188,020		
備品・消耗品費	50,139		
事務所費	994,480		
政治活動費	634,906		
5 寄附の内訳			
(個人分)			
山本 義彦	1,300,000	牡鹿郡女川町	1,300,000
須田 善明	400,000	仙台市青葉区	300,000
(政治団体分)			
自由民主党宮城県支部連合会			
自由民主党女川町支部			
社の会			
資金管理団体の届出をした者の氏名 池田 友信			
資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員			
報告年月日 22. 12. 6			
1 収入総額	0		
2 支出総額	0		
(その他の政治団体)			
あべかつのり後援会			
報告年月日 22. 12. 21			
1 収入総額	259,869		
前年繰越額	59,869		
本年収入額	200,000		
2 支出総額	186,564		
3 本年収入の内訳			
寄附	200,000		
個人分	200,000		
4 支出の内訳			
政治活動費	186,564		
組織活動費	186,564		
5 寄附の内訳			
(個人分)			

阿部 勝	200,000 東松島市	機関紙誌の発行事業費	27,720
池田友信後援会		宣伝事業費	166,950
報告年月日 22. 12. 6			
1 収入総額	67,664	5 寄附の内訳	
前年繰越額	67,664	(個人分)	
いとう一郎後援会	0	佐々木晴子	
報告年月日 22. 04. 9		年間五万円以下のもの	
1 収入総額	319	佐藤まさる後援会	
前年繰越額	319	報告年月日 22.12. 10	
2 支出総額	0	1 収入総額	203,805
栗田彰後援会		前年繰越額	203,805
報告年月日		2 支出総額	0
1 収入総額	21,488	鈴木高行後援会	
前年繰越額	21,488	報告年月日 22. 11. 11	
2 支出総額	0	1 収入総額	0
佐々木脩後援会		2 支出総額	0
報告年月日 22. 12. 1		須田善明後援会	
1 収入総額	223,479	報告年月日 22. 10. 15	
前年繰越額	23,479	1 収入総額	440,115
本年収入額	200,000	前年繰越額	140,086
2 支出総額	216,848	本年収入額	300,029
3 本年収入の内訳		2 支出総額	274,556
個人の党費・会費	(125人)	3 本年収入の内訳	
寄附	50,000	寄附	300,000
個人分	150,000	政治団体分	300,000
4 支出の内訳	150,000	その他の収入	29
経常経費	22,178	一件十万円未満のもの	29
備品・消耗品費	22,178	4 支出の内訳	
政治活動費	194,670	経常経費	274,556
機関紙誌の発行その他の事業費	194,670	光熱水費	24,232
第2242号 平成23年3月25日 曜日 金		事務所費	250,324
		5 寄附の内訳	

		(政治団体分)
自由民主党宮城県第五選挙区支部	300,000	石巻市
税理士による愛知治郎後援会	前年繰越額	2,698
国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第二号	本年収入額	310,302
公職の候補者の氏名 愛知 治郎	297,300	
公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員		
報告年月日 22. 11. 25		
1 収入総額	185,000	
前年繰越額	185,000	
本年収入額	125,300	
2 支出総額	125,300	
本年支出額	2	
3 本年収入の内訳	2	
寄附		
個人分		
機関紙誌の発行その他の事業による収入		
大会参加費	125,300	
その他の収入	2	
一件十万円未満のもの	2	
111,485		
4 支出の内訳	297,300	
政治団体分	297,300	
その他の収入		
一件十万円未満のもの		
77		
4 支出の内訳	100,000	
政治活動費	100,000	
組織活動費		
5 寄附の内訳		
(個人分)		
瀬戸 昭子		
深谷晃祐後援会		
報告年月日 22. 3. 31		
111,485		
5 寄附の内訳	185,000	
(政治団体分)	185,000	
宮城県税理士政治連盟		
瀬戸健治郎後援会		
報告年月日 22. 1. 30		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
大和町愛知会		
国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第二号		
公職の候補者の氏名 愛知 治郎	1,400,000	
公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員	1,400,000	
報告年月日 22. 12. 2	1,175,839	
1 収入総額	1,400,000	
2 支出総額	0	
3 本年収入の内訳	0	

寄附	年間五万円以下のもの	58,000
個人分	緑山市朗後援会	
政治団体分	報告年月日 22.4.7	
4 支出の内訳	1 収入総額	0
経常経費	2 支出総額	0
人件費	吉田ゆうや後援会	
光熱水費	報告年月日 22.3.31	
備品・消耗品費	1 収入総額	0
事務所費	2 支出総額	0
5 寄附の内訳	(個人分)	
藤倉 知格	200,000 黒川郡大和町	
(政治団体分)	900,000 仙台市青葉区	
自由民主党宮城県支部連合会	300,000 塩竈市	
自由民主党宮城県第四選挙区支部		
水戸よしひろ後援会		
報告年月日 22.11.9		
1 収入総額	143,626	
前年繰越額	49,126	
本年収入額	94,500	
2 支出総額	96,949	
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(73人)	
寄附	36,500	
個人分	58,000	
4 支出の内訳		
政治活動費	96,949	
組織活動費	84,550	
その他の経費	12,399	
5 寄附の内訳	(個人分)	